

広島市告示（安佐南区）第 8 5 号

令 和 7 年 9 月 3 0 日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 7 年 9 月 2 7 日に
広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分
します。

広 島 市 長 松 井 一 實

別紙 略